学校における
アレルギー対策

水戸市立吉沢小学校　養護教諭
小林　清美

児童生徒のアレルギー疾患有病率

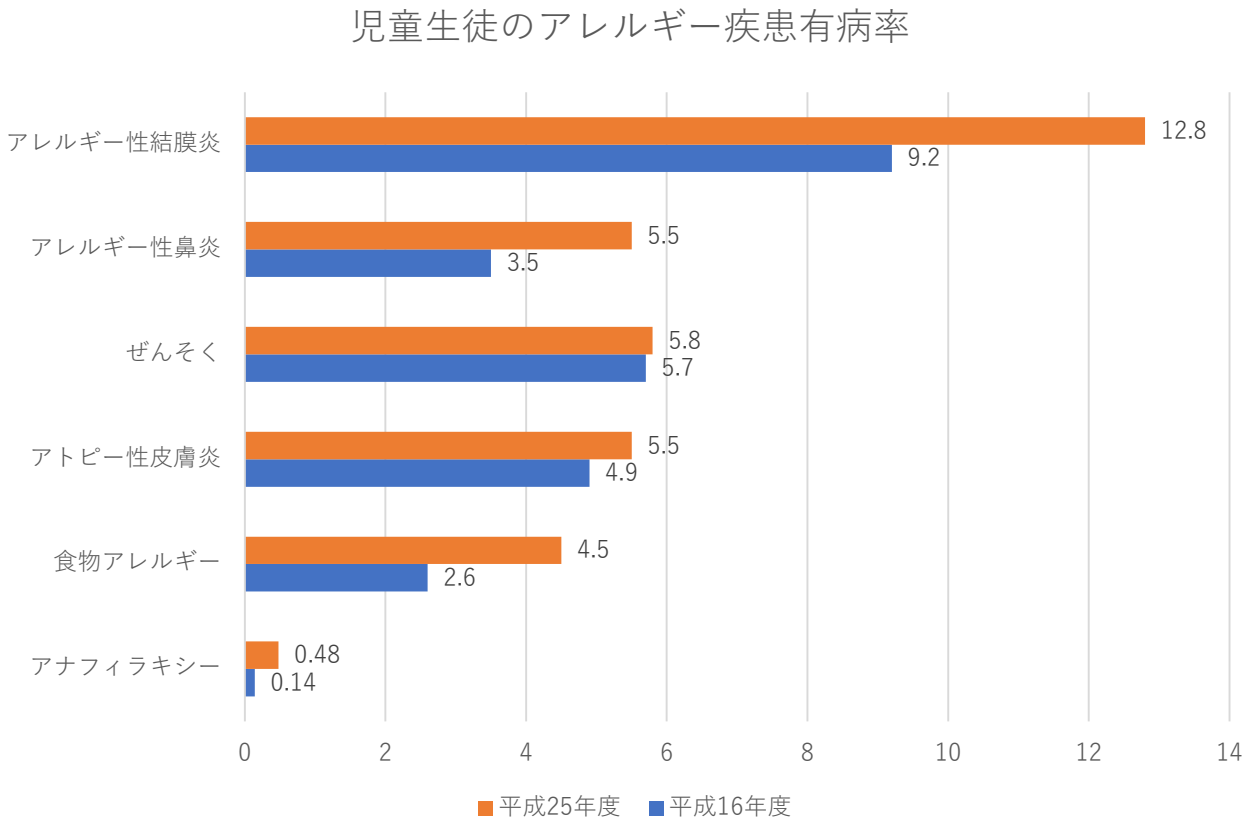

文部科学省委託事業「学校生活における健康管理に関する調査」（平成25年度）

学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱

○　アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有 ・「ガイド ライン」、特に「学校生活管理指導表（医師の診断）」活用の徹底

○　日常の取組と事故予防 ・学校生活管理指導表の 「学校生活上の 留意点」を踏まえた 日常の取組 ・組織対応による事故予防

○　緊急時の対応 ・研修会・訓練等の実施 ・体制の 整備

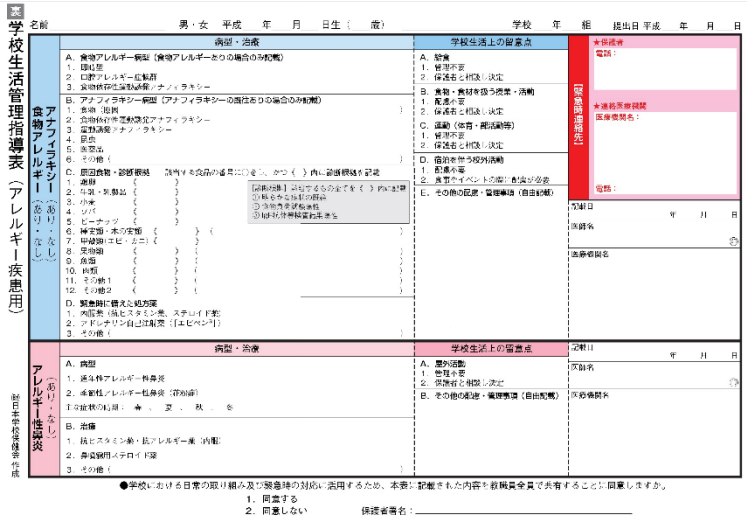

様式

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前　　男・女　平成　年　月　日生（　歳）　　学校　年　組　提出日 平成　年　月　日

	病型・治療	学校生活上の留意点	保護者用記入
食物アレルギー（あり・なし） アナフィラキシー（あり・なし）	A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（種類：　　） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 薬剤 6. その他（　　） C. 原因食物・診断根拠　該当する食品の番号に○を、かつ（　）内に診断根拠を記載 1. 鶏卵（　　） 2. 牛乳・乳製品（　　） 3. 小麦（　　） 4. ソバ（　　） 5. ピーナッツ（　　） 6. 木の実類・木の実類（　　）（　　） 7. 甲殻類（エビ・カニ）（　　） 8. 魚類（　　）（　　） 9. 魚卵（　　）（　　） 10. 肉類（　　）（　　） 11. その他1（　　）（　　） 12. その他2（　　）（　　） 【診断根拠】どれであるかを（　）内に記載 ①検査で陽性反応の食品 ②食物負荷試験陽性 ③日常生活で明らかな症状 D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（エピペン®） 3. その他（　　）	A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 C. 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 D. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 食物がイベントの核に配慮が必要 E. その他の配慮・管理事項（自由記載）	★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話： 記載日　年　月　日 医師名 医療機関名
アレルギー性鼻炎（あり・なし）	A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） T.G 該当の花粉：　春　、　夏　、　秋　、　冬 B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻腔噴霧ステロイド薬 3. その他（　　）	A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. その他の配慮・管理事項（自由記載）	記載日　年　月　日 医師名 医療機関名

（財）日本学校保健会　作成

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。

1. 同意する
2. 同意しない　　保護者署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

アレルギー疾患対応の流れ

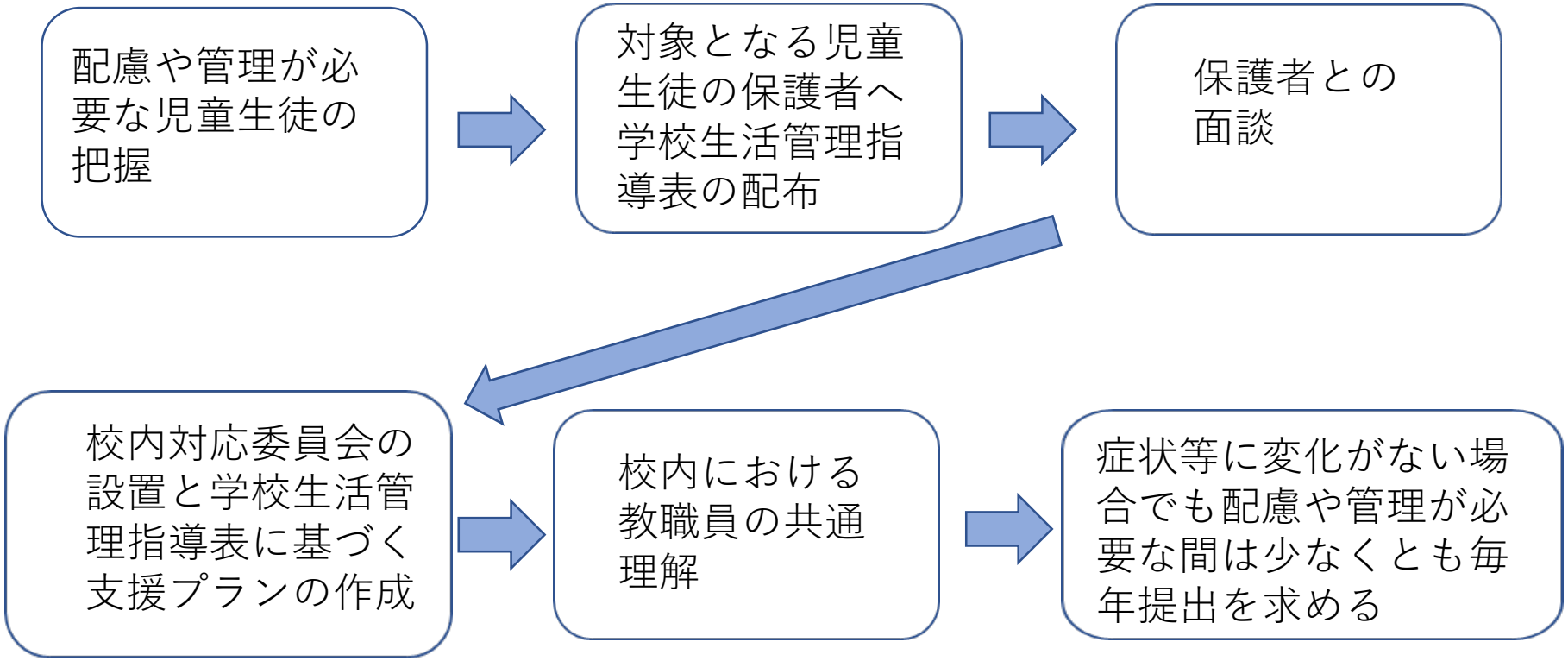

学校生活管理指導表

○　食物アレルギー対応をする場合、提出は必須
（保護者の申し出のみによる対応はできない）

○　情報は教職員全員で共有

○　日常の取り組み、緊急時の対応に活用

○　医師の診断に基づく、保護者と学校の共通理解の得られた取り組みの推進

給食について

○　児童生徒が「食の大切さ」「食事の楽しさ」を理解するための教材としての役割もある

○　食物アレルギーの児童生徒も給食の時間を楽しめることを目指す

○　完全除去を原則とし、提供するかしないかが基本

○　各学校、調理場の能力や環境に応じて対応する

＊児童生徒、保護者の要望をすべて満たせないこともある

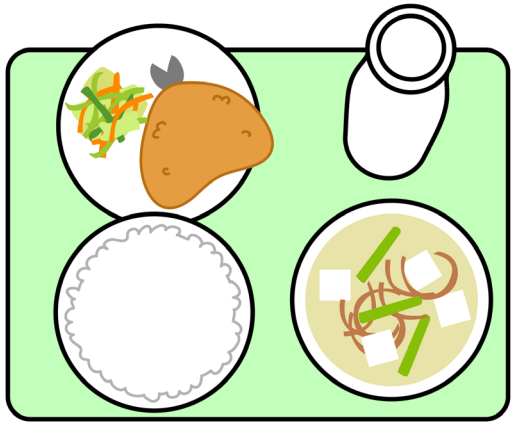

給食対応の実際

【レベル1】詳細な献立表対応

学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前に配布し、それを元に保護者や担任の指示もしくは児童生徒自身の判断で学校給食から原因食物を除外しながら食べる対策

【レベル2】一部弁当対応

除去が困難でどうしても対応が困難な料理において弁当を持参させる対策

【レベル3】除去食対応

申請があった原因食物を除いた給食を提供する

【レベル4】代替食対応

申請のあった原因食物を学校給食から除き、除かれることによって失われる栄養価を別の食品を用いて補って提供する

食材を扱う授業・活動

○　ごく少量の原因物質に触れるだけでもアレルギー症状を起こす児童生徒もいる

○「食べる」だけでなく「吸い込む」「触れる」ことも発症の原因に

・牛乳パックの洗浄
・そば打ち体験
・小麦粘土
・給食当番の活動
・ダストレスチョーク（カゼインが含まれている）

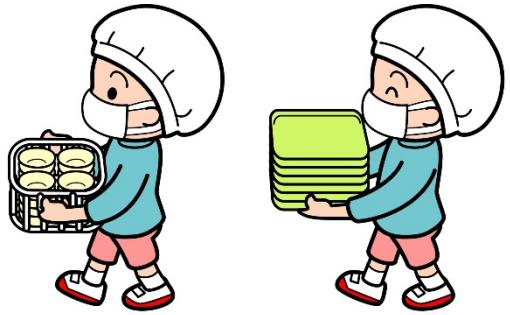

運動（体育・部活動）

○　運動誘発アナフィラキシー

運動で誘発されるアナフィラキシー　運動そのものの制限が必要

○　食物依存性運動誘発アナフィラキシー

運動と原因食物の組み合わせによりはじめて症状が誘発される。運動前4時間以内は原因食物の摂取を避け、食べた場合は以後4時間の運動を避ける。

○　食物アレルギーだけの場合は原則として運動を制限する必要はない

宿泊を伴う校外活動

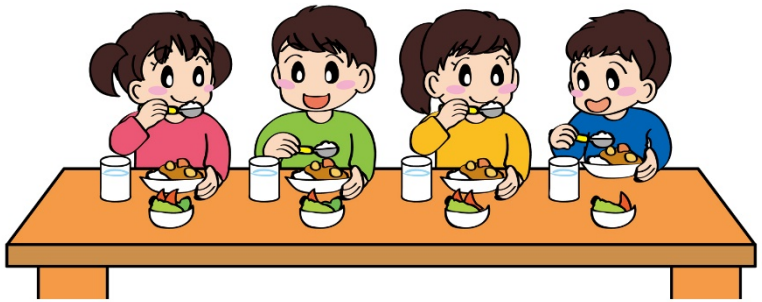

○　食事の配慮

事前に宿泊先と連絡を取り、配慮をお願いする

○　引率する教職員全員で情報共有

・持参薬の有無・管理方法

・発症した場合の対応方法

・搬送する医療機関

校内の共通理解

○　年度始めにアレルギー疾患をもつ児童生徒の情報を共有

○　内服薬・エピペン®処方の有無
　　保管場所・保管方法
○　緊急時の対応
　　内服薬を使用する場合
　　エピペン®を使用する場合

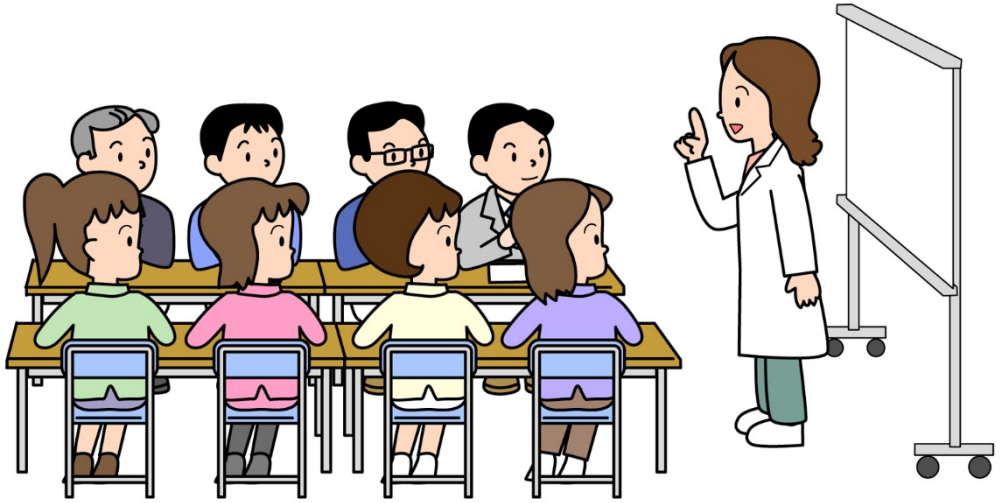

他の児童生徒に対して

○　アレルギー疾患のある児童生徒への取り組みを進めるにあたっては、他の児童生徒からの理解を得ることが重要

○　当事者の児童生徒及び保護者の意向を踏まえながら

食物アレルギーに関する指導（小学生）

<u>食物アレルギーをもつ子供に身につけてもらいたいこと</u>

○　食べられない食品があり，なぜ食べられないか理 由がわかり，それを周りに伝えられる。

○　自分が食べられない食品を見分けることができる。

○　自分が具合が悪い時の状態を知り，周りの人に知らせ ることができる。

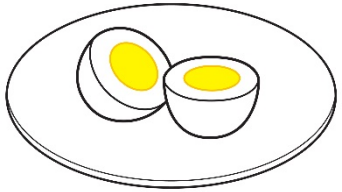

食物アレルギーをもつ子供の周りの子供に身につけてもらいたいこと

○　食べられない食品があり，みんなと違うメニュー の給食が用意されていたり，お弁当をもってきて いたりする友達がいることがわかる。

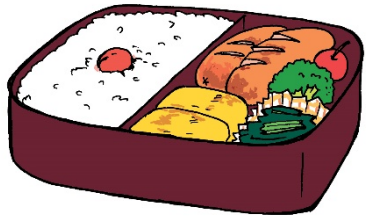

○　具合が悪そうな様子をみかけたら，すぐ大人に知 らせることができる。

食物アレルギーに関する指導（中学生）

○　給食時

・アレルゲン食材が使われていないかどうか，献立表を自分で確認する。

・加工食品などは，事前に給食担当の先生に確認する。

・除去食や代替食がある場合は，おかわりに十分注意する。

○　食材を扱う授業等

使われる食品の中に，アレルギーを起こす食材が使われていないか，前もって確認する。もし，使われている場合は，保護者や 教員に知らせ，対応について相談する。

○　校外学習

・自分自身で食事の材料を事前に確認する。
・出された食事の原材料に注意をはらう。
・食物アレルギーがあり，食べられない食品が あることを周りの人にも知らせておく。
・体調の変化を感じたら，周りの人にすぐ伝える。

修学旅行の列車の中で出されたお弁当 ・宿泊所での食事 ・自由行動中の食事やおやつ

・食品表示を自分で確認する習慣をつける。

○　その他

・運動に関連したアレルギーがあることを知る。

・災害が起こったとき（避難所での食事）に留意する。

参考資料

○「学校におけるアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」　　日本学校保健会
○「学校給食におけるアレルギー対応指針」　　文部科学省
○「学校におけるアレルギー疾患対応資料」　　文部科学省
○「食物アレルギーの子どもたちへの対応」　　茨城県教育委員会
○「食物アレルギーに関する児童指導資料（小学校用）」　　茨城県教育委員会
○「食物アレルギーに関する児童指導資料（中学校用）」　　茨城県教育委員会